

○ 震災に係る住宅取得等資金の非課税のあらまし

(1) 特例の概要

警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、**その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に**父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

（注）一定の要件については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」又は『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-2」をご覧ください。

○ 受贈者ごとの非課税限度額 （注1）

住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅 <small>（注2）</small>	左記以外の住宅
非課税限度額	1,500万円	1,000万円

（注）1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類に応じた金額となります。

なお、既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税の適用を受けることができる金額となります。

2 省エネ等住宅の概要については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット『[住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税](#)』等のあらまし（令和6年5月）』をご覧ください。

3 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人（又は受けた人）、令和5年分以前の年分において「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、原則として、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができません。

ただし、平成22・24年度の各税制改正前の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 適用要件

この特例は、原則として、**贈与税の申告書の提出期間内に**贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

（注）一定の添付書類については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている『震災に係る住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧①-1」又は『震災に係る住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧①-2」をご覧ください。

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【<https://www.kantei.go.jp/saigai>】をご覧ください。